

令和2年度 磐田市プレミアム商品券事業「いわた応援チケット」

実施要項ならびに取扱店募集要項

1. 目的

コロナ禍により疲弊した地域経済の活性化のため、プレミアム商品券を活用し磐田市内の消費喚起と市内経済の推進活力として購買力の向上と消費者の利便を図ることを目的として、磐田市民を対象にプレミアム分が付いた商品券「いわた応援チケット」を販売

2. 発行事業の概要

【発行実施者】 磐田市

【名称】 いわた応援チケット

【発行総額】 22億1千万円（17万セット）

【発行内容】 1枚1,000円の商品券を1セット13枚綴り

【販売価格】 1セット10,000円（額面13,000円、30%プレミアム付）

3. 発売方法

【一次販売】 事前申込による市民先行販売とします。

申込期間：令和2年7月7日（火）～31日（金）

- ・申込ハガキに必要事項を記入し、プレミアム商品券実行委員会へ送付
- ・1世帯3セットまで購入可能
- ・引換券を持参のうえ、期間内に販売場所窓口で購入

※申込ハガキ付チラシは7月上旬の自治会全戸配布またはお近くの交流センター、商工会議所、商工会、市役所で取得できます

【二次販売】 市民先行販売で完売しなかった場合に実施します。詳細はホームページ等で周知します。

4. 販売期間／場所

【一次販売】 市民先行販売（事前申込方式） 令和2年8月8日（土）～21日（金）

市内交流センター23箇所（8/8、8/9のみ）、市内郵便局18箇所（平日のみ）

【二次販売】 一般販売 令和2年8月24日（月）～売切れ迄

市内郵便局18箇所（平日のみ）

5. 商品券利用期間

令和2年9月1日（火）～令和2年12月31日（木）

6. 商品券の使用対象とならないもの

- ①商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ②株式、先物、宝くじなどの金融商品
- ③事業活動に伴う仕入れ、経費の支払い等の業者間取引
- ④納税、公的手数料等の国や地方公共団体への支払い及び公共料金等の支払い
- ⑤土地・家屋購入、家賃、地代・駐車場等の不動産に関わる支払い
- ⑥たばこ（たばこ事業法第36条第1項により、小売定価以外による販売の禁止）
- ⑦その他、取扱店が特に指定するもの

※取扱店舗において、本券を利用対象としない商品を独自に定める場合は、予め利用者が認識するよう明示してください

7. 商品券取扱厳守事項

- ①取扱店舗において利用期間内に限り利用可能とする
- ②購入後の返金はできない
- ③現金との引き換えはしない
- ④商品券使用に際し、釣り銭は支払わない
- ⑤盗難、紛失、滅失、汚損または偽造、模造等に対して、発行者（市）は責を負わない

8. 取扱事業者

磐田市内に事業所または店舗がある事業者で、事業に賛同する事業者
但し、次の事業者を除く

- ①風営法第2条に該当する営業を行う者
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- ③役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- ④上記①～③の他実行委員会が対象外とすることが適当であると認めた者

9. 取扱店舗の責務等

- ①取扱店は、利用できる店舗であることが明確になるよう、実行委員会が発行する「取扱店表示ステッカー」を消費者にわかりやすい場所に掲示してください。
- ②取引により商品券を受け取った時は、券裏面に利用された日を記入及び受領店舗印・認印の押印またはレ点を記入するなど、再流出防止に努めてください。すでに記入等があるものは受け取りを拒否してください。
- ③使用される商品券について、受け取り時に問題がないかの確認をしてください。確認用の見本券を配布しますので、商品券を取り扱う全ての方に周知徹底してください。偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、速やかに実行委員会までご連絡ください。

10. 換金手続きについて

【換金受付期間】令和2年9月1日（火）～令和3年1月31日（日）

【換金方法】①月ごとに換金依頼書と使用済商品券(指定部分)を集計センターに郵送（計4回）

②内容を審査後に請求額を口座に入金

※郵送料・換金手数料・振込手数料はかかりません

※詳細は8月に実施する事業説明会でご説明いたします

事業説明会に参加できない場合は、後日お送りする換金方法の説明資料をご確認ください

お手元の使用済商品券(半券)は、商品券事業終了時(令和3年3月31日)まで保管してください

11. 取扱店登録申請について

取扱店登録希望者は、この募集要項に同意の上、取扱店登録申請をしてください。

登録料・参加料はかかりません。

【申請期間】令和2年7月3日（金）～7月31日（金）17:00到着分まで

※申請期間を過ぎてからの登録も可能ですが、商品券販売時に配布する店舗一覧チラシに掲載できない場合がありますのでご了承ください。

期間後に登録の事業者はプレミアム商品券専用ホームページに随時掲載します。

【申請方法】①プレミアム商品券専用ホームページから申請

②FAX、郵送、会議所または商工会窓口に申請書を提出

登録された事業者の一覧を専用ホームページに掲載いたします。FAXの未着等で登録されていない場合がありますので、申請後は専用ホームページを必ずご確認ください。

登録された事業者には、店頭に掲示していただく「取扱店表示ステッカー」「商品券見本」「換金ツール」等を配布いたします。8月25日までに届かない場合は実行委員会にお問い合わせください。

12. 事業説明会について

【開催日時】①令和2年8月5日（水）14:30～15:30

②令和2年8月5日（水）19:00～20:00

③令和2年8月6日（木）14:30～15:30

④令和2年8月6日（木）19:00～20:00

⑤令和2年8月7日（金）14:30～15:30

⑥令和2年8月7日（金）19:00～20:00

【場 所】アミューズ豊田 「ゆやホール」

※1時間程度を予定しています

事前申込不要、登録を迷っている方で、事業について詳しく知りたい方はご参加ください

13. 事業PRについて

- ・広報いわた7月号に事業概要と取扱店募集記事を掲載
- ・事業PRチラシ（商品券事前申込ハガキ付）を全戸配布【7月7日（火）】
- ・商工会議所・商工会・磐田市のホームページに商品券事業内容の掲載
- ・商品券販売時に取扱店舗の店舗一覧チラシ（店名のみ）配布
- ・プレミアム商品券専用ホームページに取扱店舗一覧（事業所名・所在地・電話番号等）を掲載
- ・「取扱店表示ステッカー」及び「ポスター」を作成し、取扱店に配付
- ・新聞社への情報提供、PR記事の掲載依頼

14. その他留意事項

- ・募集要項に記載されていない事項などについては、発行実施者と協議してお答えします。
- ・商品券の利用に際して、取扱店と利用者との取引に関する苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決していただくものとします。
- ・取扱店登録後は、やむを得ない事情により取扱いできない場合以外は取扱店辞退を認められません。

15. 店舗登録についての問い合わせ先

プレミアム商品券実行委員会

【磐田商工会議所】 電話 0538-32-2261

【磐田市商工会】本所・豊田支所 電話 0538-36-9600

福田支所 電話 0538-58-0101

竜洋支所 電話 0538-66-2524

豊岡支所 電話 0539-62-2266

営業時間 平日8時30分～17時00分（土日祝除く）

16. 自治体問い合わせ先

磐田市産業部 経済観光課 電話 0538-37-4819

営業時間 平日8時30分～17時15分（土日祝除く）

【プレミアム商品券専用ホームページ】

<http://www.iwata-cci.or.jp/iwatacci/annai/ouen-ticket2020.html>



左記QRコードからもご登録いただけます